

富山県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則を次のように定め、公布する。

令和2年3月30日

富山県教育委員会

教育長 伍 嶋 二 美 男

富山県教育委員会規則第1号

富山県立学校の教育職員の業務の量の適切な管理等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、富山県義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和46年富山県条例第38号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、条例第2条に規定する教育職員（以下「教育職員」という。）の業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(業務を行う時間の上限等)

第2条 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するよう、その所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間（公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条の指針で規定する在校等時間をいう。以下同じ。）から所定の勤務時間（条例第6条第1項各号に掲げる日（代休日が指定された日を除く。）以外の日における正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を除いた時間を次の各号に掲げる時間の上限の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行う。

(1) 1箇月について45時間

(2) 1年について360時間

2 教育委員会は、教育職員が児童生徒等に係る通常予見することのできない業務の量の大幅な増加等に伴い、一時的又は突発的に所定の勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、前項の規定にかかわらず、教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を次の各号に掲げる時間及び月数の上限の範囲内とするため、教育職員の業務の量の適切な管理を行う。

3 事業地

(1) 収用の部分

平成16年6月16日富山県告示第342号及び平成17年2月14日富山県告示第96号、平成25年7月31日富山県告示第342号の事業のうち富山市牛島町地内において事業地を変更する。

(2) 使用の部分

なし

4 事業施行期間

平成16年6月16日から令和6年3月31日まで

富山県告示第146号

保安林の指定予定について

農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

1 保安林予定森林の所在場所

富山県黒部市宇奈月町明日字松ヶ平268の1、字下大平251

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を富山県庁及び黒部市役所に備え置いて縦覧に供する。)

富山県告示第147号

富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更の公表について

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第4条第7項の規定により、富山県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画(平成31年富山県告示第531号)の一部を令和2年3月17日付けで次のように変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定により公表する。

令和2年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

第2項第2号を次のように改める。

(2) 第一種特定海洋生物資源ごとの令和2年の管理の対象となる期間及び知事管理量は、次のとおりとする。

【まあじ】

令和2年1月から令和2年12月まで 若干

【まいわし】

令和2年1月から令和2年12月まで 若干

【まさば及びごまさば】

令和2年7月から令和3年6月まで (注)

【するめいか】

令和2年4月から令和3年3月まで 若干

【ずわいがに】

令和元年7月から令和2年6月まで (注)

(注) 令和2年のまさば及びごまさば、ずわいがにの管理量については、管理の対象となる期間が開始する前までに設定する。

富山県告示第148号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和2年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
同行援護	令和2年4月1日	1612000156	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター南砺	南砺市八幡13-1

富山県告示第149号

指定障害児通所支援事業者の指定について

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の25第1号の規定により公示する。

令和2年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

指定障害児通所支援の種類	指定年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
放課後等デイサービス	令和2年4月1日	1651900092	株式会社チップス	高岡市中川町1番14号	チップスイみず	射水市三ヶ1417番地

富山県告示第150号

富山県病院事業の業務に係る公金の収納事務の一部の委託について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、富山県病院事業の業務に係る公金の収納の事務の一部を次のとおり委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

令和2年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

1 委託した相手方の所在地及び名称

東京都渋谷区渋谷二丁目16-8南雲ビル2階・4階

弁護士法人舘野法律事務所

2 委託内容

富山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第59号）に基づく使用料及び手数料で未収のものの収納の事務

3 委託期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

富山県告示第151号

指定代理納付者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定したので、富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和2年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地

GMOペイメントゲートウェイ株式会社

東京都渋谷区道玄坂一丁目2番3号

2 指定代理納付者に納付させる歳入

元気とやま応援寄附金（指定代理納付者が提供するインターネットによる公金支払システム及びその決済基盤を利用して代理納付させるものに限る。）

3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

富山県告示第152号

指定代理納付者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項に規定する指定代理納付者を指定したので、富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第29条の2の規定により告示する。

令和2年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 指定代理納付者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社トラストバンク
東京都目黒区青葉台3丁目6番28号
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入
元気とやま応援寄附金（指定代理納付者が提供するインターネットサイトによる支払システム及びその決済基盤を利用して代理納付させるものに限る。）
- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

富山県告示第153号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月30日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和2年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
主要地方道 宇奈月大沢野 線	魚津市島尻 397番4から 魚津市島尻 397番4まで	変更前		最大 11.8 最小 11.8	7.5	新川土木 センター
	魚津市島尻 397番6から 魚津市島尻 397番6まで	変更後		最大 18.3 最小 11.8	7.5	
主要地方道 入善朝日線	下新川郡入善町入膳字北町 5439番8から 下新川郡入善町古黒部3887 番まで	変更前	A	最大 34.1 最小 4.1	4,633.0	入善土木 事務所
	下新川郡入善町入膳字北町 5439番8から 下新川郡入善町古黒部3887 番まで		A	最大 34.1 最小 4.1	4,633.0	
	下新川郡入善町入膳字登子 10857番から 下新川郡入善町横山字広住 1816番まで	変更後	B	最大 17.8 最小 3.5	1,180.0	
	下新川郡入善町横山字橋詰 1699番6から 下新川郡入善町春日字川内 1659番6まで		C	最大 10.3 最小 5.2	1,440.0	
	下新川郡入善町春日 694番 から 下新川郡入善町古黒部字東 梶田 3番14まで		D	最大 7.4 最小 4.3	948.0	
主要地方道 入善朝日線	下新川郡入善町藤原96番2 から 下新川郡入善町古黒部3887 番まで	変更前	A	最大 26.6 最小 5.0	973.0	入善土木 事務所
	下新川郡入善町藤原 110番 2から 下新川郡入善町古黒部3887 番まで		B	最大 27.7 最小 13.0	793.0	
	下新川郡入善町藤原96番2 から 下新川郡入善町古黒部3887 番まで	変更前	A	最大 26.6 最小 5.0	973.0	
	下新川郡入善町藤原96番2 から 下新川郡入善町古黒部3887 番まで		B	最大 27.7 最小 6.8	989.0	

主要地方道 魚津生地入善線	下新川郡入善町下飯野 422番4から 下新川郡入善町入膳字北町 5439番8まで	変更前	A	最大 27.4 最小 6.4	5,396.0	入善土木事務所
	下新川郡入善町下飯野 422番4から 下新川郡入善町入膳字北町 5439番8まで	変更後	A	最大 27.4 最小 6.4	5,396.0	
	下新川郡入善町下飯野 368番2から 下新川郡入善町入膳字大新田9941番2地先まで		B	最大 18.1 最小 3.7	5,720.0	
県道 上滝山室線	富山市西番字南割 131番地先から	変更前		最大 7.0 最小 6.4	44.0	富山土木センター
	富山市西番字南割1532番まで	変更後		最大 7.8 最小 7.2	44.0	
県道 舘本郷添島線	富山市婦中町道場1051番から	変更前		最大 7.3 最小 6.4	39.6	富山土木センター
	富山市婦中町道場1051番まで	変更後		最大 7.4 最小 6.7	39.6	
主要地方道 富山立山公園線	中新川郡立山町坂井沢 1番2から	変更前		最大 13.9 最小 7.9	223.7	立山土木事務所
	中新川郡立山町下段 626番まで	変更後		最大 17.1 最小 8.0	219.1	
主要地方道 高岡庄川線	高岡市戸出春日 618番地先から 高岡市戸出春日 606番地先まで	変更前		最大 9.6 最小 8.3	130.9	高岡土木センター
	高岡市戸出春日 618番2から 高岡市戸出春日 606番地先まで	変更後		最大 12.0 最小 11.0	130.9	

県道 五十里氷見線	氷見市窪 538番3から 氷見市窪1111番6まで	変更前	最大 11.1 最小 6.3	143.0	氷見土木 事務所
		変更後	最大 11.5 最小 6.3	143.0	
県道 仏生寺太田線	氷見市仏生寺字上ノ前1601 番3から 氷見市仏生寺字上ノ前1569 番2まで	変更前	最大 6.0 最小 4.1	42.0	氷見土木 事務所
		変更後	最大 13.3 最小 7.8	42.0	
県道 藪田下田子線	氷見市窪1136番1地先から 氷見市柳田字水替田2095番 1地先まで	変更前	最大 9.5 最小 8.7	83.3	氷見土木 事務所
		変更後	最大 10.5 最小 9.9	83.3	
主要地方道 万尾脇方線	氷見市万尾 223番から 氷見市万尾 223番まで	変更前	最大 8.5 最小 7.0	209.0	氷見土木 事務所
		変更後	最大 29.2 最小 15.1	209.3	

富山県告示第154号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において3月30日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和2年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

道路の種類 及び路線名	区 間	供用開始の期日	縦覧場所
主要地方道 宇奈月大沢野線	魚津市島尻 397番6から 魚津市島尻 397番6まで	令和2年3月30日	新川土木 センター
主要地方道 入善朝日線	下新川郡入善町入膳字北町5439番8から 下新川郡入善町古黒部3887番まで	令和2年3月31日	入善土木 事務所
	下新川郡入善町入膳字登子 10857番から 下新川郡入善町横山字広住1816番まで		
	下新川郡入善町横山字橋詰1699番6から 下新川郡入善町春日字川内1659番6まで		
	下新川郡入善町春日 694番から 下新川郡入善町古黒部字東梶田3番14まで		
主要地方道 魚津生地入善線	下新川郡入善町下飯野 422番4から 下新川郡入善町入膳字北町5439番8まで 下新川郡入善町下飯野 368番2から 下新川郡入善町入膳字大新田9941番2地先まで	令和2年3月31日	入善土木 事務所
国道 415号	富山市東富山寿町二丁目87番4から 富山市東富山寿町二丁目 622番14まで	令和2年3月31日	富山土木 センター
県道 上滝山室線	富山市西番字南割 131番地先から 富山市西番字南割1532番まで	令和2年3月30日	富山土木 センター
県道 舘本郷添島線	富山市婦中町道場1051番から 富山市婦中町道場1051番まで	令和2年3月30日	富山土木 センター

主要地方道 富山立山公園 線	中新川郡立山町坂井沢1番2から 中新川郡立山町下段626番まで	令和2年3月31日	立山土木 事務所
国道 415号	高岡市姫野字前田388番2から 高岡市姫野字前田401番2まで	令和2年3月30日	高岡土木 センター
主要地方道 高岡庄川線	高岡市戸出春日618番2から 高岡市戸出春日606番地先まで	令和2年3月30日	高岡土木 センター
県道 五十里氷見線	氷見市窪538番3から 氷見市窪1111番6まで	令和2年3月30日	氷見土木 事務所
県道 仏生寺太田線	氷見市仏生寺字上ノ前1601番3から 氷見市仏生寺字上ノ前1569番2まで	令和2年3月30日	氷見土木 事務所
県道 藪田下田子線	氷見市窪1136番1地先から 氷見市柳田字水替田2095番1地先まで	令和2年3月30日	氷見土木 事務所
主要地方道 万尾脇方線	氷見市万尾223番から 氷見市万尾223番まで	令和2年3月30日	氷見土木 事務所
主要地方道 砺波庄川線	砺波市上中野1013番から 砺波市上中野1013番まで	令和2年3月30日	砺波土木 センター
主要地方道 新湊庄川線	砺波市庄川町庄字寛喜島1209番2から 砺波市上中野1674番まで	令和2年3月30日	砺波土木 センター
主要地方道 高岡庄川線	砺波市上中野1013番から 砺波市上中野76番地先まで	令和2年3月30日	砺波土木 センター

富山県告示第155号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営河原地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

1 縦覧に供すべき書類

県営河原地区土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧の期間

令和2年3月30日から

令和2年4月27日まで

3 縦覧の場所

小矢部市役所

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県告示第156号

県営土地改良事業変更計画に関する書類の縦覧について

県営笹川地区土地改良事業変更計画を定めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和2年3月30日

富山県知事 石 井 隆 一

- 1 縦覧に供すべき書類
県営笹川地区土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和2年3月30日から
令和2年4月27日まで
- 3 縦覧の場所
朝日町役場

教示

- 1 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、縦覧の期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この土地改良事業変更計画に不服があるときは、土地改良法の規定により、1の審査請求に対する裁決を経た場合に、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、当該審査請求に対する裁決の取消しの訴えのみ提起することができます。

富山県公安委員会告示第54号

富山県公安委員会が行う交通規制についての一部改正について

富山県公安委員会が行う交通規制について（昭和46年富山県公安委員会告示第125号）の一部を次のように改正し、令和2年3月31日から施行する。

令和2年3月30日

富山県公安委員会

委員長 野 田 八 嗣

別表第1(1) 通行禁止

富山市の項第406号を次のように改める。